

# 自主防災組織規約例

(名称)

第1条 この会は、〇〇地区自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は「 〇〇施設名 」とする。
- (2) 災害時は「 〇〇施設名 」とする。

(目的)

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、水害その他の災害（以下「災害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害等に対する予防に資するため、地域の災害危険箇所の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、避難誘導、救護、給食等  
応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本組織は、「 町内会などの団体名 」をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会長  | 1名  |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 班長  | 若干名 |

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、災害発生時における応急活動の指揮を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 班長は、住民に対する啓発活動や防災活動に携わり、班活動の指揮を行う。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 本会の総会は、「 町内会の総会など 」の総会をもってこれに充てる。

- 2 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関すること。
  - (2) 地区防災計画の作成及び改正に関すること。
  - (3) 事業計画に関すること。
  - (4) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 3 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、第6条第1項に定める者によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
  - (1) 総会に提出すべきこと。
  - (2) 総会により委任されたこと。
  - (3) その他役員会が特に必要と認めたこと。

(本部の設置)

第11条 災害等の緊急時において、会長は、〇〇地区災害警戒本部若しくは〇〇地区災害対策本部を設置し、第12条各号の班を総括して災害対応にあたる。

(班の設置)

第12条 本組織は、第4条の事項を遂行するために班を置く。

- (1) 情報班（災害情報の収集・伝達等）
- (2) 避難誘導・救援班（住民の避難誘導、要配慮者の支援、初期消火活動等）
- (3) 救護・給食班（応急手当、物資の分配、炊き出し、避難所内での活動等）
- 2 班長、副班長は、会員の中から選任する。
- 3 班長、副班長に事故があるときに備え、その職務を行う者を班員の中で決めておく。

(協力事業所)

第13条 協力事業所は、本組織の訓練等に積極的に参加し、災害発生時には業務に支障のない範囲で活動に協力を行う。

(〇〇地区防災計画)

第14条 本会は、災害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 災害発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 災害発生時における防災活動及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項。

(経費)

第15条 本組織の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会が定める。

付 則

この規約は、平成〇〇年〇月〇〇日から実施する